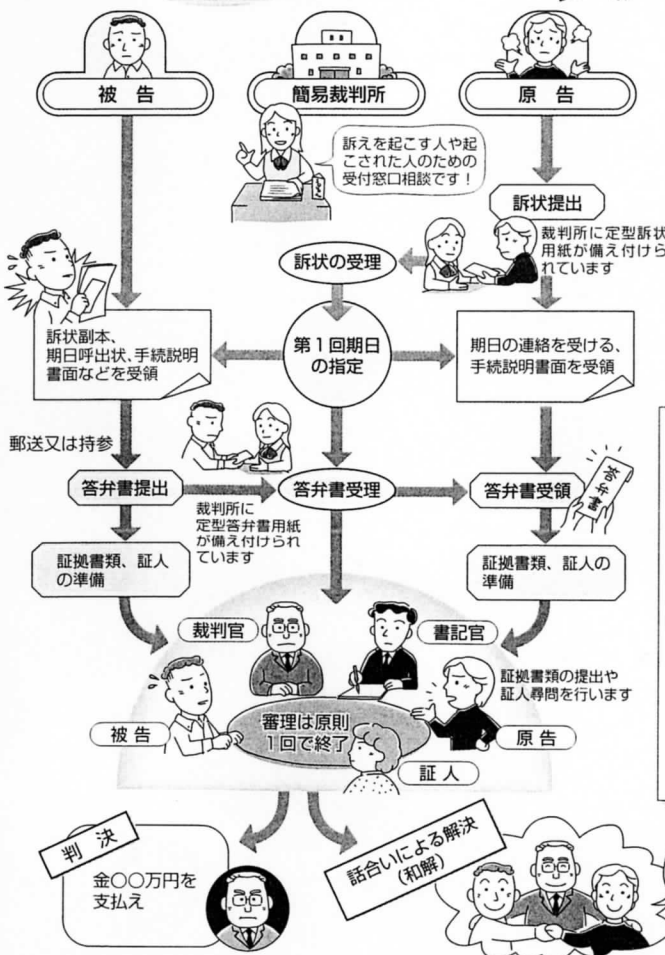


# 裁判所まで ひとつ跳び



複雑な世の中になり、日常のトラブルに巻き込まれることが多くなってきました。そんなときに、簡易裁判所の調停や少額訴訟は、弁護士に依頼しなくても自分で利用できる紛争解決手段です。どうぞ、この手引きをご活用下さい。

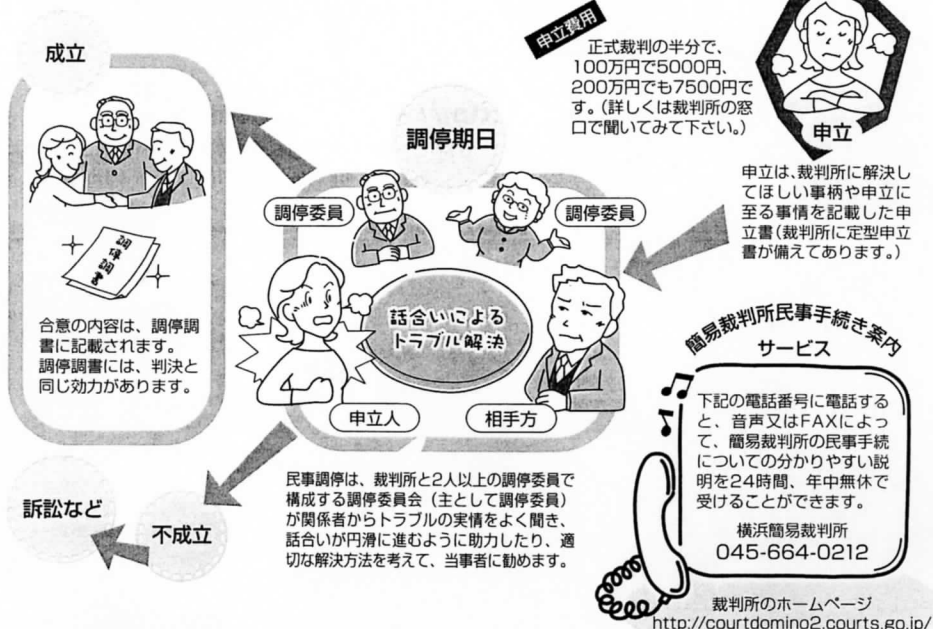
## 少額訴訟の手続の流れ



**簡** 易裁判所では、30万円以下の少額訴訟の他に、訴額140万円までの民事訴訟事件も取り扱っています。金銭の支払いだけでなく、登記や不動産についても取り扱います。ほとんどの事件では本人が出頭して手続きを進めています。簡易裁判所では一般の人が出頭しても丁寧に説明してくれますし、事件によっては、司法委員が調停委員のように早期の話し合いを勧めてくれます。

## 簡易裁判所 利用の手引き

**調停で取扱う 日常のトラブル** (家庭内のトラブルを除く)  
お金の貸し借り、立替金・売買代金の清算、給料や報酬・請負代金・修理代金・家賃の請求、地代の不払いや改訂、敷金・保証金の返還、近隣関係の調整、建物の明け渡し、交通事故の損害賠償請求、債務の分割弁済、クレジット・サラ金問題などのトラブル



**簡易裁判所民事手続き案内 サービス**  
下記の電話番号に電話すると、音声又はFAXによって、簡易裁判所の民事手続についての分かりやすい説明を24時間、年中無休で受けることができます。  
横浜簡易裁判所  
045-664-0212  
裁判所のホームページ  
<http://courtdomino2.courts.go.jp/>

## 調停 Q&A (大いに調停を利用しよう!)

- Q4 調停は何回くらいやるのですか?  
A4 話し合いの目的がつかまでやってくれます。ただ、1-2回で話し合いが見つからない場合は、裁判に変更するよう勧めてくれます。
- Q5 私は法的知識がないので、一人では不安なのですが?  
A5 そのために調停委員がいて、法律に従って公平な解決案となるよう調整してくれます。
- Q6 調停申立を弁護士に依頼したいと思いますが、メリットは?  
A6 一般の人が調停に一人で出ても、調停委員が公平に話し合いができるよう努力してくれます。しかし、一般の人は、自分の主張を法的に整理したり、どの段階で話し合いで解決するか判断に迷うことが多いと思います。弁護士に委任すれば、解決までの道筋をわかりやすくしてくれ、解決までの時間が短く、よい解決になることが多いです。
- Q7 調停が不成立の見込みとなった場合、どのようにしたらよいですか?  
A7 話し合いの見込みがない場合は、手続を打ち切ります。次に裁判を起こすか、しばらく様子を見るかの対応をとることになります。
- Q1 調停と裁判とどちらを選んだほうがよいですか?  
A1 調停は、話し合いの可能性が見込める場合に有効です。話し合いの見込みのない場合は裁判のほうが早い場合もあります。この話し合いの見込みがない場合でも、一旦は調停を出して様子を見ることもあります。
- Q2 調停委員はどのような人になるのでしょうか?  
A2 弁護士、不動産鑑定士などの専門家や元裁判所書記官や元先生など人材は豊富です。普段の研修もしていますので、安心して臨んで下さい。
- Q3 調停の相手方にされてしまいました。調停に出席しなくてはいいませんか?  
A3 できるだけ調停には出て下さい。申立人の申し出が一方的なもので、あなたの言い分はしっかり調停委員に話してください。あなたの言い分をきき調停委員が聞いてくれると思います。